

令和7年12月17日

◎田中委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

### 《委員長報告取りまとめ》

◎田中委員長 本日の委員会は「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案について、内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第3号議案、第8号議案、第13号議案から第16号議案、第18号議案、第23号議案、第24号議案、第26号議案、第31号議案、報第1号議案以上14件については、全会一致をもって、第17号議案及び第22号議案については、賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2-1号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第17号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、職員一人一人が能力を発揮できる環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの実現など、公務能率の向上や、職員の希望や事情に応じた働き方を可能とし、多様な人材の確保につなげるため、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、職員が勤務時間を割り振ることができるフレックスタイム制を導入するものである。あわせて、1週間に1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することも可能とし、実質的に週休3日が可能となる。職員の勤務時間が様々になることも想定されるため、各所属における服務管理に混乱を招かないよう配慮が必要なことから、対象職員は段階的に導入したいとの説明がありました。

委員から、育児をしている人たちを優先的に導入し、いずれ全職員が対象になれば、現場の混乱は生じないか。対応等はできるのかとの質疑がありました。

執行部からは、現在も、勤務時間の7時間45分は固定だが、時間帯をずらす働き方がで

きる早出遅出勤務制度がある。現状、1月当たりで約400人が取得したりと、柔軟な働き方もされてきているため、徐々に広がり、服務管理もしっかりできるものになるのではないかと考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、学校現場では、教員不足もあり、担任がいないクラスもあるとの話も聞くが、そのような状況の中で導入することが可能なのかとの質疑がありました。

執行部からは、小学校においては、担任業務を持っている場合には、難しい面もあると考へるが、中学校や高等学校であれば、時間割に支障のない範囲で取得することは可能ではないか。また、公務の運営に支障がないと認める場合に利用できるものであり、制度ができることで、教員自身が働き方改革を考えるきっかけにもなるのではないかと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、管理職も大変な労働強化になると思っている。働き方改革と言いながら、新しい視点のチームのつくり方を考えなければならない。議論をしようとするときに、みんながその場にいないことを想定した働き方を考えなければならない点では、大変やりにくい制度ではないかと思うが、そういう点での議論はないかとの質疑がありました。

執行部からは、1日4時間のコアタイムを設けており、その時間帯は職員がそろう形にはなる。早出遅出勤務やテレワークも拡充しているが、個人の事情に合わせた働き方ができるように、運用面でしっかりと周知していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、フレックスタイム制の導入に関しては、職員の働き方改革の面ではよい制度であると思うが、コアタイムを10時から15時までとしたのはなぜかとの質疑がありました。

執行部からは、本県の早出遅出勤務に係るコアタイムの10時30分から15時15分をベースに、現行制度との使いやすさ、統一性も持たせるところで検討したとの答弁がありました。

さらに委員から、制度が進んでいくと、勤務時間の管理が大変になってくると思うが、どういう形で、誰が管理をしていくのかとの質疑がありました。

執行部からは、県庁の勤務管理は、勤務実績管理システムで行っているが、システムがフレックスタイムに対応できていない。まずは、育児または介護を行う職員に制度を導入する中で、来年度システムの改修を行い、令和9年4月の全職員が対象になるタイミングで、システムで管理できるようにと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第22号「公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、今回の条例改正は、学校における働き方改革のさらなる加速化と、教師の待遇改善等を一体的、総合的に進めるための給特法等の一部改正を踏まえ、また、本年10月14日に行われた県人事委員会勧告の趣旨に沿い、手当等の改正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、複式学級の教員は大変苦労している状況の中で、多学年学級担当手当を廃止することに対して、現場の声は十分反映されているのかとの質疑がありました。

執行部からは、国全体で検討する中で、学校現場の声なども含めた上での処遇改善となつているとの答弁がありました。

さらに委員から、義務教育等教員特別手当の改定は、学級担任とそれ以外で差がついている。現場での仕事はチームで行う中で、差をつけることに対して、教員の中で分断が生まれるのではないかという危惧もされるが、どのように判断しているか。また、そのような議論はされたのかとの質疑がありました。

執行部からは、国の中中央教育審議会で審議がなされており、答申の中でも、学級担任がそれ以外の教師よりも在校等時間も長くなり負担が多いことから、一律ではなく職務の負担に応じた支給方法に見直すということで、一定額を加算する必要があるとされている。また、今回の改正については、11月に各職員団体にも提示し、説明もしているとの答弁がありました。

別の委員から、教員の時間外労働をどうやって縮減するのかが議論されている中、給与の改定はされるけれども、持ちコマ数や休養時間の問題には触れず、こういった条例が提案されるのは大変違和感がある。条例が改正されることにより、チームとしての役割を果たせる学校現場がつくれるのかといった危惧はないかとの質疑がありました。

執行部からは、教員でなければならない仕事をすることや、地域の人も含めた外部の人いろいろなことを助けてもらうという意味でのチーム学校は、条例改正と違う意味で進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総合企画部についてであります。

「とさでん交通の経営状況について」、執行部から、令和7年度上半期の路面電車の利用者数は247万4,000人で、昨年度と比べ0.9%の微減となっている。減少の要因としては、昨年度に実施された通学定期券の半額キャンペーンが令和7年度は実施されなかつたことにより、定期券利用者が減少したことによるものである。また、路線バスの利用者数は110万9,000人で、昨年度と比べ8.5%の減となっている。減少の要因としては、令和6年10月からの路線再編などが影響しているとの説明がありました。

委員から、人口も減っている状況の中で利用者も当然減ってくる。その割合が、路線バスが走っている地域の人口の減り具合と比べた分析の必要性を感じる。その辺りをしっかりと分析もして、住民のニーズに応えられる路線を維持していくいただきたいと思うがどのように考えているかとの質問がありました。

執行部からは、路線バスについては、令和6年10月から路線を減便したところがあり、上半期は減便する前の状態との比較になっていることが影響していると思うが、その沿線

で人口がどれぐらい減ったかなど、今後しっかりと分析していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、運転士不足がバス路線の減便にもつながっている。運転士を確保していくために、給与を引き上げる具体的な考えはないのかとの質問がありました。

執行部からは、給与の面については、基本的にはとさでん交通が判断することになる。運転士候補は取り合いになっているので、とさでん交通としても収支の中で可能な範囲で年々ベースアップは行っており、他の業種と遜色ないところに可能な限り近づけていくものと考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、とさでん交通が決めることではあるが、一気に人的配置ができるような形をつくらないと遅くなってしまうのではないかという危惧を持っている。減便になつた地域の方たちは大変困っており、特に高齢者はいろんな意味で利便性が图れなくなつてゐるため、減便ではなく、路線を張り巡らすことができる形をつくるためにはどうするかという知恵ももっと出していただきたいと思っているがどうかとの質問がありました。

執行部からは、運転士の人工費は一定程度引き上げていかないと、確保できない。また、とさでん交通では、定年を迎えた方などに短時間で働いていただいて路線を確保することに向け、12月から短時間乗務員の制度を導入している。そういったところも含めて、運転士の確保の取組をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、総合企画部の参与について、予算を伴う人的な配置の問題は、議会としても精査していく対象になると思っているが、説明のないまま知事が先行して決めている。こうしたことは議会に対してきちんと説明すべきであるとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎田中委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 教育委員会の高等学校課のところで、高等学校推進費の基礎学力把握検査等委託料のところで人間ドックのことを例に、非常にそういう検査は大事やと。例えば、血圧が高いということも、そんなことは書く必要はないけど、分かれば処方して、自分が悪いところ、そういうようなところで非常に大事だということを言った。そして、その結果、P D C Aのサイクルを回すこと。これも非常に大事なことで、しっかりやってくれという内容のことを言ったんだけれども、そのことを入れてもらいたい。そういうことを言つているんです。文言はお任せしますから。

◎ 教職員の手当のところ、これ書いていただいているんですけども、基本的には手当を増やす改正なんですね。ただ、一部御意見が出たように、複式学級の手当が、全体が増える中で調整をされたりというところに、御心配の御意見が載っていますので、そ

これはそれで議論としてあったことには間違いないんですけど、報告書だけ見たら何か減らす改正なのかなみたいな印象があるので、増やす改正ですみたいなのをもうちょっと一言二言入れてもらったほうが、全体としてバランスが取れるのかなと思うんですけど。

例えば、県人事委員会勧告の趣旨に沿い、手当等の改正を行うものであるとの説明がありました。ここに何か増やすことなど手当の給付を増やすことも含めた手当の改正とか、何かちょっと入れてもらったほうが、これ見よったら減ることに対する懸念ばかり印象に残る感じがします。

- ◎ ○○委員からの御意見は、執行部の1番初めのところの最後のほうに一言二言。
  - ◎ 増えるんですよと。
  - ◎ 手当等の改正の、手当ての前に一言二言ですか。
  - ◎ 上には処遇改善等を踏まえてとは書いてますけど。
  - ◎ 増える部分と減る部分と、毎年1%ずつ増やしていく、微増していく部分と。一言で説明するのも難しいよね。
  - ◎ 確かに全体をバランスを調整してというところですけどね。全体としては増えるんだけど、一部調整されるところがあるんで、その調整されるところの議論が中心ではあったんですけど、ここをボリュームを増やすと、何かこう減るんじゃないかみたいな印象が全体として出てくるのかなっていう。
  - ◎ 人によっては受けるかな。
  - ◎ 制度の中身をちょっと書いてということよね。
  - ◎ 一言二言で結構ですので。
  - ◎ 委員長一任。
- ◎田中委員長 正場に復します。

それでは、この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

- ◎田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

### 《閉会中の継続審査》

- ◎田中委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、案のとおり申し出ることに、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

### 《出先機関等調査について》

◎田中委員長 次に、来年度の出先機関等の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査に当たり本委員会において、民間施設等を含めた、予定の調査先を決めておく必要があるので、今後の予定等について、書記に説明させます。

◎書記 出先機関等調査の調査先選定についてご説明いたします。

まず、総務委員会が所管する出先機関は、資料のとおりでございます。この資料の上段には、令和2年度以降の調査実績の一覧表を、下段にはこれまでの調査実施対象の考え方（案）について記載しております。令和8年度の欄には、調査実施対象の考え方（案）に沿って出先機関等調査を行う場合の調査先を、仮で記載しています。

資料の2枚目、3枚目には参考として、昨年度と本年度の当初の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、出先機関等調査とあわせて視察すべき民間施設等がありましたら、1月14日までに事務局に御連絡ください。民間施設等に視察の受け入れが可能か確認後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示ししたいと考えております。

2月定例会でご協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎田中委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小休)

- ◎ 高知追手前高校吾北分校は、近年行かれていらないようなんですかけれど何かこれは理由があつてなんですか。
- ◎ 基本、高知追手前高校であれば吾北分校の業務概要も合わせて、本校で説明を受けています。年によって委員会で分校にも行くと決められたときには、過去に吾北分校に行ったも年もありますし、中村高校西土佐分校に調査に行った年もあります。
- ◎ ぜひ、全然ということよりは、他の分校と同じように、行ってもいいのかなとも思いますので、私からはそういう意見をお伝えしておきます。
- ◎ オンラインで授業を受けるときに、どんな画面で受けているかも確かに見てみたいね。
- ◎ 地元というのもあるので、お話しするとそういう遠隔授業のこととか、部活動も頑張っていますし、広域避難なんかも頑張っているところなので。

◎ コロナ禍が明けてから行っていないですね。県立学校はこの御案内のとおりなんですが、結構多いんです。今2年に1回というところもあって調査先の方面で、時間的なことも考慮して毎年決めていますので、御意見は賜りましたので、そこも調整しながら、検討してみたいと思います。

◎田中委員長 正場に復します。

ただいま、委員の皆様方から頂きました御意見と合わせて、1月14日までに頂きました御意見につきましては、正副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案として御協議をいただくこといたします。

それでは、以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(10時17分閉会)